

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～第6条 （変更なし）</p> <p>第7条（手形の支払）</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）</u>があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>③ 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤ <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑥ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第14条 （変更なし）</p> <p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u>を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙<u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ （変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条～第6条 （変更なし）</p> <p>第7条（手形の支払）</p> <p>① （変更なし）</p> <p>（新設）</p> <p>② 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>① （変更なし）</p> <p>（新設）</p> <p>② 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>③ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第9条～第14条 （変更なし）</p> <p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ （変更なし）</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

新	旧
<p>第 16 条～第 24 条 （変更なし）</p> <p>（削除）</p> <p>第 25 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>第 26 条（規定の変更）</p>	<p>第 16 条～第 24 条 （変更なし）</p> <p><u>第 25 条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間 ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第 26 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>第 27 条（規定の変更）</p>

新	旧																																																			
<p>約束手形用法</p> <p>1.～3. （変更なし）</p> <p>4. (1) （変更なし）</p> <p>(2) 金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下記の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正<u>箇所</u>にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重ならないようにしてください。</p> <p>6.～9. （変更なし）</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">漢数字</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>参</td> <td>四</td> <td>五</td> <td>六</td> <td>七</td> </tr> <tr> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>参</td> <td>泗</td> <td>伍</td> <td>陸</td> <td>漆</td> </tr> <tr> <td>弍</td> <td>貳</td> <td></td> <td>肆</td> <td></td> <td></td> <td>質</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八</td> <td>九</td> <td>拾</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>阡</td> <td>万</td> </tr> <tr> <td>捌</td> <td>玖</td> <td>仕</td> <td>陌</td> <td>仟</td> <td></td> <td>萬</td> </tr> </table> <p><その他> 金、円、圓（円の異体字）、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください</p>		1	2	3	4	5	6	7	漢数字	壹	弍	参	四	五	六	七	壹	弍	参	泗	伍	陸	漆	弍	貳		肆			質	8	9	10	100	1,000	10,000		八	九	拾	百	千	阡	万	捌	玖	仕	陌	仟		萬	<p>約束手形用法</p> <p>1.～3. （変更なし）</p> <p>4. (1) （変更なし）</p> <p>(2) 金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正<u>箇所</u>にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6.～9. （変更なし）</p> <p>(文字一覧表、新設)</p>
	1	2	3	4	5	6	7																																													
漢数字	壹	弍	参	四	五	六	七																																													
	壹	弍	参	泗	伍	陸	漆																																													
	弍	貳		肆			質																																													
	8	9	10	100	1,000	10,000																																														
	八	九	拾	百	千	阡	万																																													
	捌	玖	仕	陌	仟		萬																																													